

大阪広域水道企業団個人情報保護審議会の会議の公開・非公開について

○ 当審議会の会議の公開・非公開の決定について（案）

■ 会議は、部分公開とする。

- ・ 個人情報保護条例第49条の規定により、審議会の行う不服申立てに係る調査審議の
手続は、公開しない。
- ・ 情報公開条例第9条各号に該当する情報に関する審議を行う場合は、公開しない。
- ・ 情報公開条例第8条各号に該当する情報に関する審議を行う場合は、会長が事務局
の意見を聴いた上で、その都度、公開・非公開を判断する。
- ・ 会議の公開に関する指針第4条第2号に該当するおそれがある場合は、会長が事務局
の意見を聴いた上で、その都度、公開・非公開を判断する。
- ・ 上記に該当しない審議については、公開する。
- ・ 1回の会議に、公開する事項と非公開とする事項が含まれる場合は、基本的に、議
題ごとに公開又は非公開として取り扱う。

【参考】

○ 会議の公開に関する指針（抜粋）

（会議の公開基準）

第4条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、審議会等の会議が次のい
ずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 条例*第8条各号又は第9条各号に規定する情報に関する審議を行う場合

※情報公開条例

(2) 会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的
が達成できないと認められる場合

（公開・非公開の決定）

第5条 審議会等の会議の公開・非公開については、当該審議会等の会長が当該会議
に諮った上で決定するとする。

○ 情報公開条例（第8条及び第9条の要約）

① 公開しないことができる行政文書（第8条）

[法人等情報]

- ・ 法人その他の団体または個人の事業に関する情報のうち、公にすることによりその
競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。（生産技術上のノウハ
ウ、経営上の秘密など。ただし、人の生命に危害を及ぼすおそれのある事業活動等
に関するものを除く。）

[任意提供情報]

- ・ 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供された情報で、
公にしないとの条件を付すことが情報の性質、内容等に照らして正当であり、かつ、
情報提供者の承諾なく公にすることにより、情報提供者の協力を得ることが著しく
困難になると認められるもの。（人の生命に危害を及ぼすおそれのある事業活動等
に関するものを除く。）

[意思形成過程情報]

- ・調査研究、企画、調整等に関する情報のうち、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、住民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれまたは特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

[事務執行支障情報]

- ・取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報のうち、公にすることにより、当該又は同種の事務の目的が達成できなくなったり、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの。

[公共安全支障情報]

- ・公にすることにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査などに支障を及ぼすと認められる情報。

②公開してはならない情報（第9条）

[個人情報]

- ・個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの。

[法令秘匿情報]

- ・法令の規定により、または法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により、公にすることができない情報。

○ 個人情報保護条例（抜粋）

（調査審議手続の非公開）

第49条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。